

令和6年

足立区選挙管理委員会
第6回定例会会議要録

- | | |
|----------|---|
| 1) 開会年月日 | 令和6年3月15日(金) |
| 2) 会議時間 | 午前10時00分～午前10時55分 |
| 3) 場 所 | 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室 |
| 4) 出席委員 | 委 員 長 芦 川 武 雄
職 務 代 理 者 古 野 香 織
委 員 針 谷 幹 夫
委 員 新 井 英 生 |
| 5) 事務局職員 | 事 務 局 長 鳥 山 高 章
管 理 係 長 久 保 文 雅
選 挙 係 長 松 田 直 剛
管 理 係 主 査 高 宮 大 介
選 挙 係 主 査 齋 藤 雅 大 |
| 6) 傍 聴 者 | 5名 |

7) 会議要録

委員 長	ただいまから第6回足立区選挙管理委員会定例会を開会します。 まず初めに第9号議案『在外選挙人名簿の抹消について』を事務局から説明願います。
事務局長	第9号議案『在外選挙人名簿の抹消について』説明。
委員 長	このことについて何か質問はありますか。
全 委 員	ありません。
委員 長	それでは第9号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は挙手をお願いいたします。
全 委 員	(全員挙手)
委員 長	挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。それでは続きまして、報告第11号『会議等の日程について』を事務局から説明願います。
管理係長	報告第11号『会議等の日程について』説明。4月15日午前10時から開催予定の第8回定例会について、総務委員会と時間が重なっていることが判明したため、定例会の開催時間の変更をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員 長	午後1時30分からの開催でいかがでしょうか。
全 委 員	わかりました。
管理係長	それでは、4月15日の第8回定例会については午後1時30分からに変更させていただきます。
委員 長	この他に何か質問はありますか。
全 委 員	ありません。
委員 長	その他は何かありますか。
全 委 員	ありません。
委員 長	3月1日の定例会に続いて、本日も選挙管理委員の選挙権について議題にしたいと思います。この件に関しましては、古野委員にはご心労をおかけし、議員の皆様にもご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ございません。令和6年の予算特別委員会でも議員の皆様からご意見を伺っております。机の上に事務局から資料が配られておりますので、事務局から説明をお願いします。
事務局長	事務局の誤った法解釈や不適切な事務処理により、多大なるご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。「選挙管理委員への説明資料」説明。
委員 長	このことについて何か質問はありますか。
針谷委員	総務省への疑義照会文書について、総務省が都選管に対して、「疑義照会には通常電話で回答しており、足立区に対しては、すでにメール及び電話で総務省の見解を伝えている。したがって、これ以上の回答は行わない」と伝えたことは、つまり、総務省が疑義照会文書の受け取りを拒否したということです。さらに足立区にはすでに回答しているということですが、足立区選挙管理委員会に対しての回答は来ておりません。

事務局長 針谷委員	総務省からの回答につきましては、事務局宛てに回答が来ております。 事務局ではなく、行政委員会である足立区選挙管理委員会への回答が来ていないということです。また今回の国の対応は、地方と対等ではなく、上からの対応であるように感じます。
事務局長	委員の皆様には総務省からの回答が伝わっていなかったことに関して、お詫び申し上げます。
針谷委員	総務省はこの件に関し、回答したくないと推察しました。地方自治法の条文が極めて曖昧で、我々が行った疑義照会に対しても、ただ否定しているのみの回答でした。このような対応であったことから前回の委員会で疑義照会文書を出すことを決定した訳ですし、これに回答しない総務省の対応は無礼です。また、3月5日に都選管から疑義照会文書を回収したとのことですが、回収してはいけません。選挙管理委員会で決定した上で疑義照会文書を出している訳ですので、疑義照会文書を総務省へ郵送して、疑義照会に答えるように言うべきです。この件については一般的な疑義照会とは異なり、選挙管理委員の身分がかかった案件です。今から改めて総務省に疑義照会文書を送り、回答を求めるべきです。それでも回答しないというのであれば、事務局を責めるつもりはありません。
管理係長	文書による疑義照会は得られませんでした。メールで国の見解が示されており、総務省の公式な見解であると考えているところです。総務省への疑義照会は都選管を通じて正式なルートで手続きをさせていただきましたが、すでに足立区へは回答済みであるということで、文書での回答はいただけませんでした。
針谷委員	私は事務局の判断を聞きたいのではありません。総務省は足立区へ回答をすでに行ったということですが、行政委員会である選挙管理委員会への回答は行っておりません。総務省に対して選挙管理委員会へ回答するように伝えていただきたいと思います。
管理係長	補足させていただきます。説明資料では、足立区に対してはすでにメール及び電話で総務省の見解を伝えていと記載されておりますが、正しくは足立区選挙管理委員会事務局に対してでございます。
事務局長	都選管を通じて国へ疑義照会文書を出しましたが、すでに回答をしているという理由で断られている以上、改めて照会を行うことはできないと考えております。
新井委員	委員会名で文書を出したりしても、これ以上何も変わらないと思うので、違う部分を考えていかなければ仕方がないと思います。
委員長	国は文書を出さないということです。メールや電話での疑義照会の回答をもとに、臨時会を開催して判断を行う必要があると思います。就任してから3か月程度が経過しましたが、時間をかければ解決できる問題ではありません。予算特別委員会においても、なぜ時間がかかるのかといったご質問もありましたし、私に対しても、新聞報道等を見た区民から問い合わせがありました。委員の皆様の同意がいただければ、早い時期に臨時会

新井委員 を開催したいと考えているのですが、いかがでしょうか。

委 員 長 臨時会を開くということは、古野委員の失職の議決を行うという理解でよろしいでしょうか。

針谷委員 そうですね。

事務局長 確認させていただきたいことがあります。我々が選挙権の有無を判断しない場合、「足立区選挙管理委員会は、国又は東京都選挙管理委員会により行われた是正の要求に不服がある場合、国地方係争処理委員会又は総務大臣に対して、審査の申出を行うことができる。」と資料に記載されておりますが、国地方係争処理委員会と総務大臣のどちらに対して審査の申出を行うことができるのでしょうか。

針谷委員 是正の要求が国と都選管のどちらから行われたのかということです。

事務局長 足立区選挙管理委員会が何らの措置も講じなかった場合の、不作為の訴訟は、国と都選管のどちらが起こすのでしょうか。

針谷委員 是正の要求を行った国と都選管のいずれかになります。

事務局長 これらの訴訟についてはどこで争うのでしょうか。

針谷委員 高等裁判所でございます。

事務局長 選挙に関する訴訟については、100日以内に判決が出される規定があったと思いますが、本件も適用されるのでしょうか。

針谷委員 確認させていただきます。

新井委員 この点について確認してからでないと、失職の議決を行うべきではありません。次回の委員会で回答してください。

事務局長 すぐに顧問弁護士に確認してください。

委 員 長 確認いたします。

古野委員 この確認が取れた上で、臨時会を開催するということではよろしいでしょうか。古野委員は何かご意見ございますか。

委 員 長 失職の議決には関われないことになっており、意見を言える立場ではないと思いますが、委員の皆様や事務局の皆様には時間をかけて話し合っただき、有難く思います。失職になれば残念ですが、選んでいただいた議員の皆様にも申し訳なく思います。若者の投票率を上げたいと考えており、足立区の投票率が低いということで、今回選挙管理委員にお声かけいただきましたが、力になれず心苦しい思いです。今後も主権者教育には取り組んで行きたいと考えておりますので、何かお力になれることがあれば関わらせていただきたいと考えております。また、失職の議決の後に会見が行われると伺っておりますが、今回の件について、プレスリリースが行われた後に色々な声をいただいております、期待していただいていた方からの残念ですという声や、一部批判的な声もありましたし、所属する団体への批判もありました。今後、記者会見やプレスリリースを行う際には、経緯のご説明などについて、慎重に行っていただくことをお願いいたします。

委 員 長 主権者教育については、来年度から主権者教育推進員を採用する予定です。先日、私の地元の小中学校の校長先生へ挨拶に行き、ポスターコンクールへの応募などに関する協力のお願いをして参りました。古野委員にもこの

ような若年層に対する選挙啓発に加わっていただきたいと思います。今後何らかの形で関わっていただけないかと考えております。

委員長
事務局長

この他に何かありますか。

先程、針谷委員からご質問いただきました、国地方係争処理委員会と総務大臣のどちらに対して、是正の要求に関する審査の申出を行うことができるのかというご質問について改めてお答えさせていただきます。是正の要求が国から出された場合には、地方自治法第250条の13の規定に基づき国地方係争処理委員会へ、国が都選管に指示を出して、都選管から出された場合には地方自治法第251条の3の規定に基づき、総務大臣へ審査の申出を行うことになり、総務大臣が任命した自治紛争処理委員の審査に付することになります。

針谷委員

確認ですが、是正の要求が国から出された場合は国地方係争処理委員会、都選管から出された場合は総務大臣ということですね。

事務局長

おっしゃる通りでございます。

委員長

次回の委員会の開催日を決めたいと思いますが、3月27日午前10時はいかがでしょうか。

全委員

了承しました。

委員長

それでは3月27日午前10時から臨時会を開催したいと思います。今回はこれで閉会といたします。

3月27日午前10時から開催が予定されていた臨時会は中止になりました。

終了時刻 午前10時55分